

# 西都市 公園施設長寿命化計画

2026年3月

宮崎県西都市建設課

1. 都市公園整備状況

( 2026 年 3 月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
21	45.64 ha	15.95 m <sup>2</sup>

※逢初川緑道面積を除く

2. 計画期間（西暦） [ 2026 年度～ 2035 年度（ 10 箇年） ]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
13	2	3	1	1	0	0	0	0	0	1	0	21

②選定理由

管理対象都市公園は、「都市公園法第2条に基づく都市公園」としている。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
303	45	239	90	2	21	52

  

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
927	0	0	1,679

②これまでの維持管理状況

これまでの維持管理状況は、清掃や芝刈・草刈・剪定などを公益社団法人等に委託しながら、日常的な管理が行われてきたが、計画的な予防保全型管理は行われてこなかった。  
遊戯施設はこれらの管理に加え、規準・劣化等の判定を行う毎年1回の定期点検を実施している。この定期点検により危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから補修を行ってきた。

備考) 経過年数、これまでの維持管理状況、施設の劣化の可能性を記述

③選定理由

本市の公園は、公園の設置から30年以上経過した公園が都市公園全体の7割以上を占めている。これまでの公園施設は、補修や改修等の維持管理により健全を保っていたが、多くの施設が使用見込み期間を超過したり、間もなく更新見込年を迎えたりする状況であり、既に劣化が顕在化しているものや劣化の進行が伺える施設が多くなりつつある。  
今後、破損状況によっては重大な事故を引き起こす可能性があることから定期的な安全点検や計画的な補修・更新等を行い、既存ストックの長寿命化対策を計画的に進めていく必要がある。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

1. 一般施設・建築物

国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」に準拠して健全度調査を実施した。健全度調査は予防保全型管理の候補とした施設について実施した。

なお、道路橋に関しては、国土交通省の「道路橋に関する基礎データ収集要領（案）」に準拠して、目視等により調査を実施した。

2. 遊戯施設

遊戯施設は、国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」と日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する基準JPFA-S：2024」に準拠して調査を実施した。

(施設)

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設 ( 246 )	100	98	37	11	
c. 土木構造物 ( 3 )	1	2	0	0	
d. 建築物 ( 23 )	3	7	12	1	
b. 遊具等 ( 87 )	0	22	47	18	

備考) 点検調査実施時期・期間、点検調査方法、点検調査結果の概要  
(公園施設の健全度に関する全般的状況) を記述

## 6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. に示した「健全度判定」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

なお、考慮すべき事項は、子供を中心とした利用者の事故につながる可能性が高く、安全性の確保が重要視される遊戯施設について、利用者が多い公園（妻萬公園、下妻公園、清水台総合公園）にある施設または遊具点検結果において使用継続が不可とされるハザードレベル3の施設とした。

	(施設)		
	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 ( 246 )	11	37	198
c. 土木構造物 ( 3 )	0	0	3
d. 建築物 ( 23 )	1	12	10
b. 遊具等 ( 87 )	42	23	22

備考) 個別施設の健全度調査結果や、各都市公園の周辺地域における将来人口、年齢構成の変化、一定の誘致圏内における機能の重複、都市公園が設置されているエリアの立地適正化計画上の位置づけ等に基づく緊急度判定の状況、考え方を記述

## 7. 対策内容と実施時期

### ①日常的な維持管理に関する基本的方針

一般施設の維持保全（保守・修繕）と日常点検は、市職員による直営のほか、市職員の監理のもと業務委託事業として実施し、公園の巡回・点検計画や清掃管理計画などによる維持管理計画の導入により、公園施設の機能保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷の把握に努める。以下に維持管理に関する基本方針の概要を示す。

#### 1. 一般施設・遊戯施設

毎月1回、公園を巡回して日常点検を実施し、劣化や損傷の早期発見により安全性の確保に努める。日常点検により劣化や損傷を発見または確認した場合は、施設の利用禁止もしくは直ちに補修を行うなどの迅速な対応に努める。

また、遊具点検業者との委託契約による定期点検を実施し、公園利用者に対する安心・安全の充実に努める。

#### 2. その他、清掃

公園の定期的な巡回活動により施設の健全化を維持し、清掃やゴミの散乱防止に努めるとともに、トイレ等については定期清掃スケジュールに則り、清掃美化に努める。

備考) 公園施設の種類に応じた日常点検や定期点検ごとの点検実施体制、点検方法などの基本的な方針を記述  
新技術の活用を踏まえた維持管理に関する基本的な方針を記述

## ②公園施設の長寿命化のための基本方針

公園長寿命化のための基本方針を以下に示す。

### 1. 予防保全型に分類した施設

- ・今回の健全度調査により、健全度がC・Dに該当する施設は、長寿命化対策の実施もしくは更新・撤去を行う。
- ・一般施設については、日常点検により、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・ロボット技術を活用した芝刈り機の導入などの維持管理やドローンなど新技術活用した点検等、新技術の活用を積極的に推進する。
- ・遊戯施設については遊具点検業者との委託契約による定期点検を実施するとともに、5年に1回の健全度調査により施設の劣化損傷状況を確認する。定期点検で劣化状況を把握し、塗装や消耗品交換等の適切な長寿命化対策を実施することで施設の延命化を図る。
- ・点検の結果、事故につながるおそれがあるものが発見した場合は、事故防止のために使用禁止措置を行い、その後に恒久的な対応（修繕・更新）を検討し実施する。
- ・定期点検等の結果が長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には長寿命化計画の見直しを行う。

### 2. 事後保全型に分類した施設

- ・事後保全型管理施設は、公園巡回や日常点検により、公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・公園巡回や日常点検により施設の劣化や損傷を発見した場合は、施設の利用禁止、補修もしくは撤去・更新を行う。

備考) 点検調査により把握した健全度や、各都市公園の周辺地域における将来人口、年齢構成の変化、一定の誘致圏内における機能の重複、都市公園が設置されているエリアの立地適正化計画上の位置づけ等を踏まえた、公園施設長寿命化のための基本的な方針を記述（次回の点検・診断、修繕・補修・撤去・更新、その他必要な対策（複数の公園を対象とした再編・集約化の検討等）について、講ずる措置の内容や実施時期を記述）

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期など

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	353,515 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	352,898 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	617 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	35,352 千円

備考）計画期間の概算費用（千円）を記述（様式1、様式2との整合に留意）。

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は41,720千円である。  
また、ロボット技術を活用した芝刈り機の導入などの維持管理や、ドローンなど新技術活用した点検を推進することにより、費用縮減を図る。

備考）ライフサイクルコストの縮減額、撤去、再編・集約化による費用縮減の効果、新技術の活用による費用縮減の効果などを記述

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔 2030 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

・次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。